議案第８５号

渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年１１月２６日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

渋谷区行政委員会の委員、補充員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年渋谷区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「第８条関係」を「第７条関係」に改める。

別表第３中「第８条関係」を「第７条関係」に、「車賃」を「その他の交通費」に、「日当」を「宿泊費」に、「宿泊料」を「包括宿泊費」に、「食卓料」を「宿泊手当」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に、「副区長相当額」を「額」に改める。

附　則

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第３の規定は、令和８年４月１日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（説明）

委員等の旅費制度の見直しを行うため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。